

令和元年度 活動状況報告書

令和2年6月

大津の子どもをいじめから守る委員会

は じ め に

大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます）は、平成 25 年 2 月に制定された「大津市子どものいじめの防止に関する条例」第 14 条を根拠として、同年 4 月に市長の附属機関として設置されました。

守る委員会の役割は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査または関係者との調整を行うこととなっております。

本書は、そのような経緯から設けられた守る委員会及び直接いじめの事案に対する相談等の対応を行ったいじめ対策推進室の平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの取り組みをまとめたものです。

令和元年度は、これまでの事案審議等に加えて、2017 年度（平成 29 年度）から 2022 年度（令和 4 年度）までの 6 年間を計画期間とする「大津市いじめの防止に関する行動計画」の中間見直しの年度であったため、いじめ対策推進室から見直し案を随時報告いただくとともに、各委員からは専門的な知見に基づく意見等を述べさせていただきました。

また、市長や教育長、教育委員の皆さまとの懇談会をはじめ、大津市のいじめ対策の中心的な役割を担っていただいている「いじめ対策担当教員」の先生方との意見交換会を開催するなど、学校現場でのいじめの現状や取り組まれている対策について認識を深めてまいりました。

このように令和元年度の守る委員会では、大津市のいじめ対策を担っておられる関係者の皆さまより得られた数々のご意見等を踏まえ、学校や教育委員会とは異なる第三者機関としての立場から、相談のあったいじめの解決に向けた支援やいじめ防止対策への助言に注力してまいりました。

守る委員会及びいじめ対策推進室では、今後も子どもたちをいじめから守るため、子どもたちの声をしっかりと受け止め、学校をはじめ関係機関等との連携を図りながら、細やかな相談業務等を継続して取り組んでいただきたいと思います。

令和 2 年 6 月

令和元年度大津の子どもをいじめから守る委員会

委員長 松浦 善満

目 次

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯		1
2 役割		2
3 組織等		4

II 相談対応等の実績

1 相談の件数等		8
2 相談の内容		20
3 『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動		23
4 相談・調整活動例の紹介		33
5 コラム		38

III 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会		39
2 意見交換会		40
3 公開委員会		41
4 委員活動		41

参考 資料編

1 条例及び規則		42
2 委員名簿		49

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯

本市では、平成23年10月に、いじめを受けた市立中学校の男子生徒が自ら命を絶つという悲しく痛ましい事件が起きました。

その後、当該事件に係るいじめの事実関係の調査及び自殺の原因、学校の対応等についての考察等を行うため、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下この項において「第三者調査委員会」といいます。）が設置されました。

第三者調査委員会から、学校又は教育委員会による調査には公正性や中立性に疑義が生じるとともに、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムが不可欠であると指摘があったことから、大津市においては、当該事件の教訓を踏まえ、既存の取組の枠を超えた包括的ないじめ対策のシステムづくりが急がれることとなりました。

そのような状況のもと、大津市議会において議員提案により大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」といいます。）が制定され、平成25年4月1日から施行されました。

この条例において、いじめの防止に係る基本理念、いじめの防止に関する施策の基本となる事項等に加え、相談等を受けたいじめについて必要な調査、調整等を行うため、外部の委員で構成する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます。）を設置することが定められました。

この条例は、理念にとどまらず、市において取り組む具体的な施策を定めるなど実効性を伴う内容となっていますが、なかでも、外部委員で構成される守る委員会を、教育委員会ではなく市長が設置するとしたことに意義があり、第三者調査委員会が示唆したとおり、学校を含む教育委員会とは別に、市長の附属機関である守る委員会が本市におけるいじめ対策のシステムの中核を担うこととなりました。

2 役 割

守る委員会の役割については、条例において次のように定められています。

（大津の子どもをいじめから守る委員会）

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

（是正の要請）

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

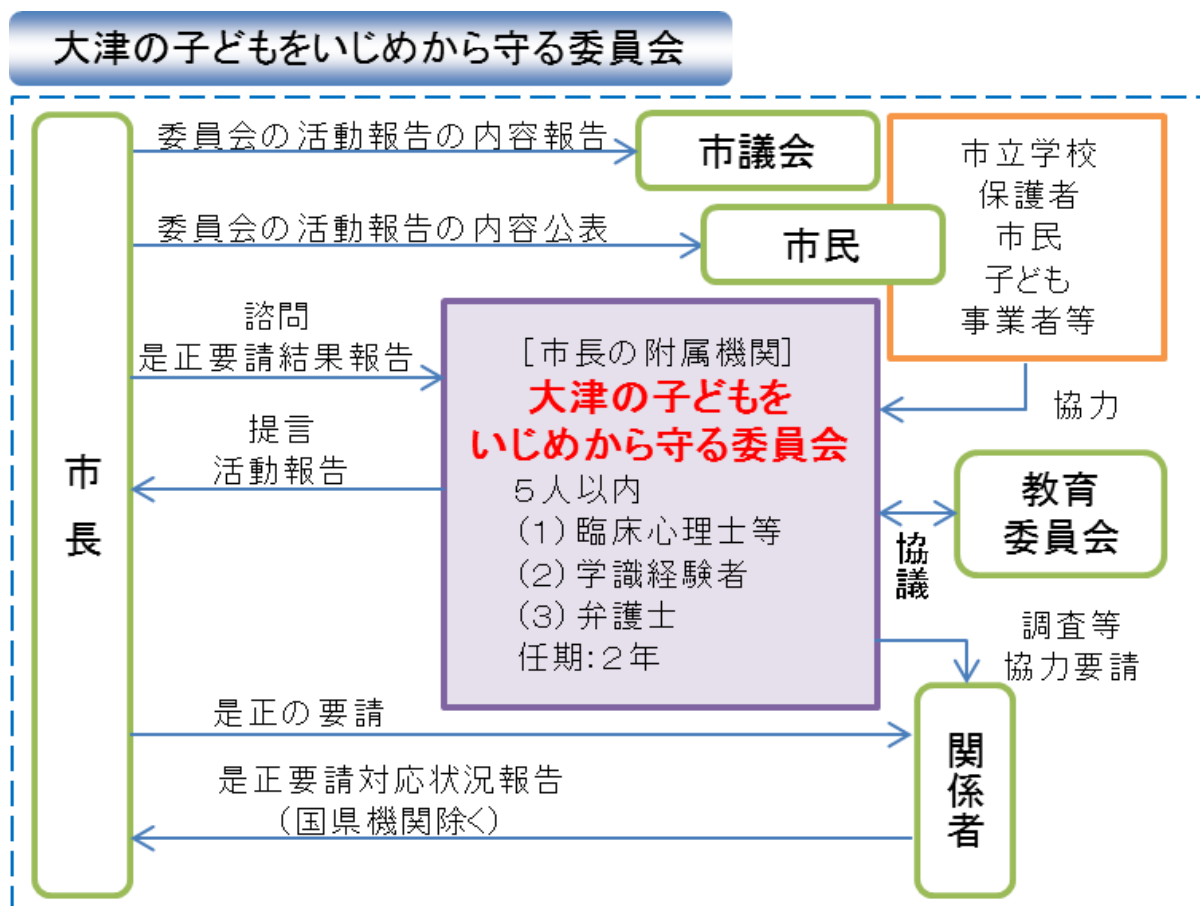
守る委員会は、市長の附属機関としてその諮問に応じるほか、相談等のあったいじめ事案に係る審査や関係者との調整などの実施に加え、市長に対して再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができます。このように、守る委員会は、相談等のあったいじめの解決やいじめの防止対策に資するよう、条例の定める範囲で自主的な活動を行う合議体として位置づけられました。

さらに、市長部局に相談等のあったいじめ事案に限らず、学校を含む教育委員会に相談等のあったいじめ事案についても、教育委員会から市長部局に報告を受け、いじめに関し各窓口に寄せられた情報を一元的に集約しており、それら事案についても検証する役割を守る委員会が担っているといえます。

また、守る委員会が調査等の結果の報告を行った場合には、市長は、必要があると認めるときは、関係者に対して是正の要請を行うことができます。例えば、相談等のあったいじめ事案について守る委員会が調整などをした結果、当該いじめへの対応や現行の取組・体制に不備があるような場合には、市長にその旨を報告した上、市長から、当該不備を是正するよう関係者に求めることとなります。

守る委員会は、本市のいじめ対策の取組においてこのような役割を担っており、本市におけるいじめの抑止・防止のためのセーフティネットの要として機能することが求められているといえます。

守る委員会と市長その他の執行機関等の関係は、次のとおりとなります。



3 組織等

守る委員会の組織等及び会議については、条例及び大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）において次のように定められています。

条 例

（委員会の組織等）

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

（2）学識経験を有する者

（3）弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

規 則

（委員会の組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

守る委員会は、①臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、②学識経験を有する者、③弁護士の５人以内の委員で組織される常設の合議体です。相談等のあったいじめ事案に関し、心理学や教育学等からのアプローチに加え、法的な観点も含めて、いじめ事案に係る関係者の支援ができるよう構成されています。

令和元年度の委員の構成は、次のとおりです。（委員の要件を①～③で表示）

氏 名	所属団体・役職等	備 考
② 春日井 敏 之	立命館大学大学院教授	
③ 佐 藤 正 子	滋賀弁護士会	
② 原 清 治	佛教大学副学長	
① 藤 川 洋 子	京都工芸繊維大学特定教授（臨床心理士）	副委員長
② 松 浦 善 満	大阪千代田短期大学学長	委員長

※所属団体・役職等は、令和元年度時点のものです。

委員の任期は、平成３１年４月１日から令和３年３月３１日までの２年間となります。

守る委員会は、委員長（会務を総理し、委員会を代表します。）及び副委員長を委員の互選により定めることとされており、令和元年度は、学識経験者である松浦委員が委員長を、臨床心理士である藤川委員が副委員長を務めました。

守る委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。会議は、委員５人の過半数である３人以上の出席をもって定足数を満たします。また、議事にあつては、出席した委員の過半数で決することとされています。会議には、委員及び事務局のほか、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができることとされています。

また、守る委員会の会議は、審議の性質上、非公開とされていますが、本市の情報公開の制度において非公開事由に該当しない事項についての審議で、委員長が認めた場合に限り、例外的に公開することができることとされています。

次に、守る委員会の庶務を担当するいじめ対策推進室、いじめ事案に関する相談等への対応等に関する事務を処理する相談調査専門員については、規則において次のように定められています。

規 則

(組織体制)

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局児童生徒支援課（以下「児童生徒支援課」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ（疑いのある場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

なかでも、いじめ事案に関する相談等への対応などの事務を担当する職員として、弁護士や臨床心理士などの相談調査専門員がいじめ対策推進室に専属で配置されています。

相談調査専門員は、子どもや保護者等からの直接相談に応じ、守る委員会で審議するいじめ事案のケース担当者としてその任に当たるとともに、児童生徒支援課¹を通じて学校からのいじめ事案に関する速報を受理し、適宜、児童生徒支援課との協議を行っています。

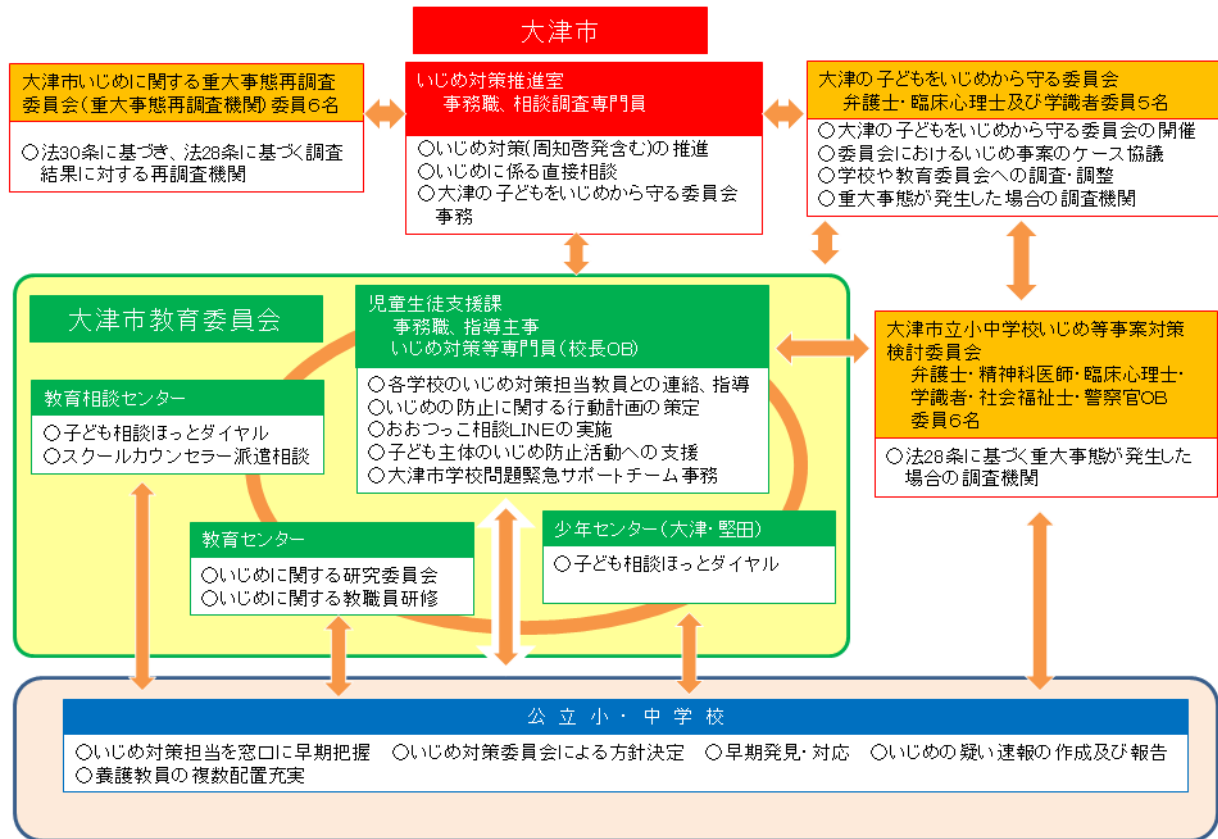
守る委員会は、相談調査専門員に助言等を行うなかで、相談調査専門員による子どもや家庭に対する円滑な助言・支援、解決に向けた調整などに取り組んでいます。

守る委員会を含む大津市のいじめ対策に関わる各組織の概要及び活動の仕組みは、次のとおりです。

¹ 平成27年度に学校安全推進室から児童生徒支援課に名称が変更されました。

いじめ対策の施策イメージ

令和2年4月1日



Ⅱ 相談対応等の実績

相談調査専門員は、子どもや保護者等から直接相談を受け、また、学校が教育委員会へ報告したいじめ事案に関する速報等を審議し、必要な事実確認や解決を図るための方策を検討しています。

このように市に寄せられたいじめ事案等に対して必要な事実確認等を相談調査専門員が行い、必要に応じて守る委員会へ報告し、子どもたちの安心・安全を確保するための支援方針等のアドバイスを受けています。相談調査専門員は、子どもの人権や心理、発達等の専門的な観点を活かして、子どもや市民からの相談に対応していますが、子どもの支援により繋がるような活動のあり方等についても、守る委員会で取り上げ、検討を続けています。

こういった活動は、平成25年、守る委員会の事務局であるいじめ対策推進室に『おおつつこほっとダイヤル』という相談専用の電話を設置して始まり、令和元年度は開設から7年目となりました。

現在は電話相談のほか、面談、手紙など、様々な方法で相談が寄せられており、以下はその相談状況について整理したものです。

1 相談の件数等

相談受付状況

表1は、7年間の相談受付状況です。『おおつつこほっとダイヤル』への電話相談を含め、令和元年度に相談を受けた案件数は224件、相談対応回数は延べ1,325回でした。

表1 相談受付状況

	案件数（件）	延べ対応回数（回）	1件あたりの 平均対応回数（回）
平成25年度	183	650	3.55
平成26年度	151	745	4.93
平成27年度	153	1,030	6.73
平成28年度	172	932	5.41
平成29年度	182	1,040	5.71
平成30年度	207	866	4.18
令和元年度	224	1,325	5.92

令和元年度に相談を受け付けた案件数と延べ対応回数はともに開設以来、最多となりました。開設以来、啓発カードや手紙相談用紙、おおつつこ相談チーム通信などの各種広報・啓発ツールを配

布したり、小中学校で出前授業を実施したりすることの続け、教育委員会や学校とは独立した組織の相談窓口として認知されてきたことのあらわれと考えています。また、令和元年度は、おおつつこ相談チームが地域の子どもの交流を図ることを目的とした「おおつつこふれあい交流会」を拡充させ、例年通りの児童館訪問（7箇所）に加えて、児童クラブ訪問（11箇所）を行いました。

延べ対応回数の1325回は、平成30年度から1.5倍の増加となっており、その中でも「いじめ又はいじめの疑い」の割合は1.8倍に増加しています。延べ対応回数の増加率が、案件数の増加率を上回っていることから、令和元年度は、継続して中長期的に関わった案件が多かったという一つの特徴がみえてきました。

いじめの解決は、「ごめんね」「いいよ」といった謝罪や仲直りではなく、また、トラブルが解決すればすぐに不安がなくなるというものではありません。いじめの解決は、当該子どもの尊厳の回復にあります。尊厳の回復の過程も、個別の事案で異なっています。

継続対応となった案件については、子どもや保護者との面談や、それをふまえた学校や関係機関との調整を重ねていくことはもちろんですが、継続対応となるか否かにかかわらず、子どもや保護者からの一回一回の相談に対して、細やかに対応していくことを心がけています。

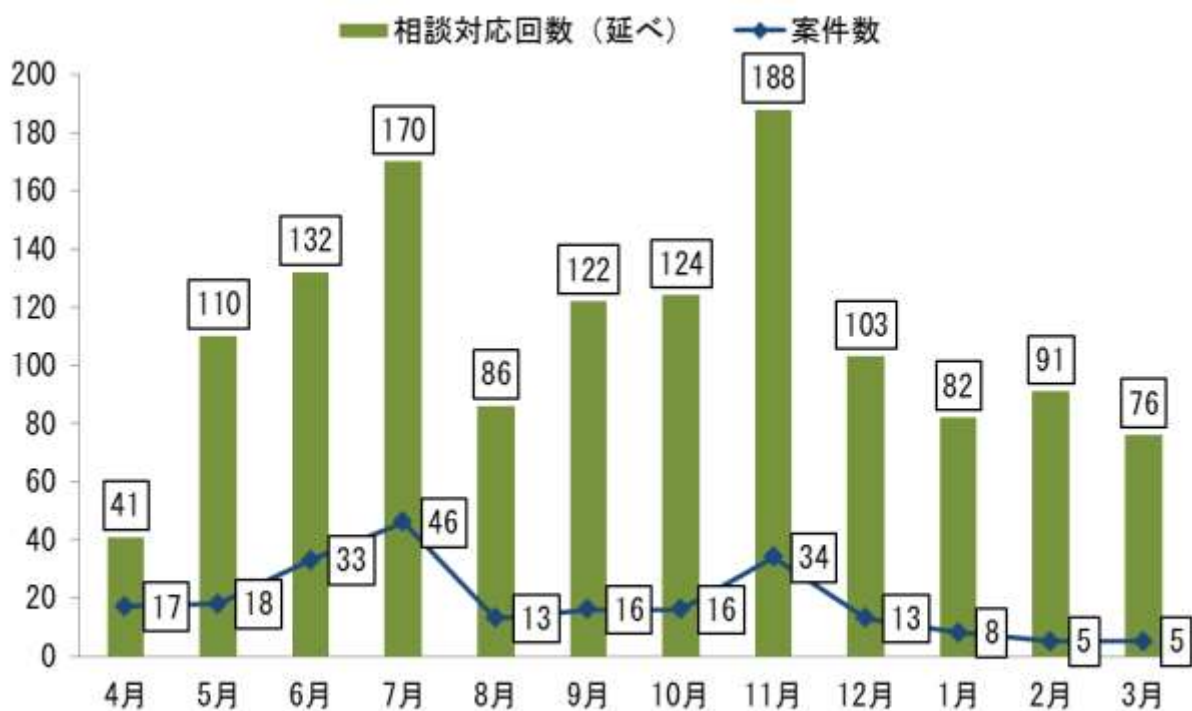


図1 相談受付状況

図1は、令和元年度の月別相談受付状況です。本市の条例で「いじめ防止啓発月間」と定められている6月・10月に学校を通して「啓発カード」や「手紙相談用紙」、「おおつつこ相談チーム通信」を、子どもたちに配布しました。その翌月の7月・11月の新規案件数は、7月46件、11月34件と両月とも年間最多の案件数となりました。

この時期は、新たなクラスの関係に慣れてきたり、また、学校行事が多く行われることで、クラス活動・グループ活動の機会が増えたりし、いじめが発生しやすい環境が生まれます。いつの間に

かできてしまった力関係に戸惑いを感じたり、作られてしまったキャラクターを演じ続けることにしんどさを感じたりする子どもも少なくありません。いじめの相談だけではなく、「自分のことを分かっている欲しい。」「自分の思いを聴いて欲しい。」といった相談もこの時期に寄せられます。

このような時期に、学校にて出前授業を行ったり、啓発ツールを配布したりすることが、子どもたちが悩んでいることを「誰かに相談してみよう。」と思うきっかけになると考えています。その結果が、7月・11月の案件数や相談対応回数の増加にあらわれており、啓発活動を行うことが子どもからの相談を促すことに繋がっていると実感しています。

相談対応の内訳

表2 相談者の内訳

		子ども	保護者	学校・関係機関等	市民等	合計
平成27年度	回数(回)	323	341	343	23	1,030
	割合(%)	31.4%	33.1%	33.3%	2.2%	100%
平成28年度	回数(回)	340	278	301	13	932
	割合(%)	36.5%	29.8%	32.3%	1.4%	100%
平成29年度	回数(回)	327	368	336	9	1,040
	割合(%)	31.4%	35.4%	32.4%	0.9%	100%
平成30年度	回数(回)	331	271	241	23	866
	割合(%)	38.2%	31.3%	27.8%	2.7%	100%
令和元年度	回数(回)	555	548	198	24	1,325
	割合(%)	42.0%	41.3%	15.0%	1.9%	100%

表2は、令和元年度の延べ対応回数の対象となった相談者の内訳です。

延べ対応回数全体に占める子どもの割合は年々増加しており、令和元年度は、全体の4割以上を占めています。また、平成30年度と比べて「学校・関係機関等」の分類が減少しましたが、「子ども」は1.5倍、「保護者等」は2.0倍の増加となっています。

保護者等からの相談件数が増加している要因としては、令和元年度から、保護者に向けた「おおつつこ相談チーム通信」を市内の全学校に配布したことで、子どもへの認知度だけでなく、保護者への認知度も高まったことが一つの要因であると考えられます。また、保護者から“子どもの意向を尊重する”という当室の活動方針への理解を得ながら相談対応にあたったことも影響していると考えられます。

相談対応では、子どもや保護者等への対応にとどまらず、子どもからの承諾があることを前提に、学校生活の中で実際に子どもと関わっている教職員等とも話し合いを重ねるなど、子どもが安心できる環境の実現に向けての調整等も行っています。

表3 初回相談者内訳（件）

	子ども						保護者等		学校・ 関係機関等			市民等	計
	就学 前	小学 生低学 年	小学 生高学 年	中学 生	中卒 の 高 校 生 の 子 ども	学 齢 不 明	親	親 以 外 の 親 族	教 職 員	教 委 職 員	市 職 員		
いじめ	0	26	27	17	3	2	35	5	5	0	8	4	132
いじめ以外	0	14	14	21	4	8	17	1	0	0	5	8	92
計	0	40	41	38	7	10	52	6	5	0	13	12	224
	136						58		18				

（参考：30年度）

(参考：50年度)													
計	0	34	41	25	6	7	69	3	2	3	9	8	207
	113						72		14				

表3は、令和元年度の初回相談者の内訳です。初回相談者とは、その事案について最初に相談をしてきた人のことを言います。令和元年度は、子どもからの割合が前年度より20%増加しており、子どもたちの援助要請力の高まりが窺えました。

相談してくる子どもの中には、問題を解決してもらいたい訳ではなく、「自分の気持ちをただ聴いて欲しい。」という子どもも少なくありません。そのため、相談対応の中では、早急に解決へ導くのではなく、子どもの隣に寄り添って歩くようなイメージを大切にしています。

また、「保護者や学校の先生に相談したら大事になるので、相談できなかった。」という子どもの声もあり、「おおつつこ相談チームが秘密を守る第三者的な相談機関である。」という認識が活動の継続とともに子どもたちの間にも浸透してきたように思います。

表4 相談の対象となる子どもの学齢別内訳

		就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校・中卒後	その他	計
平成30年度	回数（回）	2	163	367	266	46	22	866
	割合（%）	0.2%	18.8%	42.4%	30.7%	5.3%	2.6%	100%
令和元年度	回数（回）	2	234	424	531	100	34	1,325
	割合（%）	0.1%	17.7%	32.0%	40.1%	7.5%	2.6%	100%

表4は、延べ対応回数を相談の対象となる子どもの学齢別に分類したものです。令和元年度は、「中学生」、「高校生・中卒後」の対応対数が、平成30年度に比べ、約2倍に増加しています。

年々、中学生以上の案件数は増加しており、その対応も長期にわたる傾向にあります。中学生以上の相談が長期的な対応となる背景には、相談内容が深刻且つ、複雑であり、悩みや問題が解決し、相談終結に辿り着くまでに時間を要することがあると考えられます。

また、相談当初は、いじめの相談であったものでも、相談を重ねるにつれて、思春期的な悩みや家族に対する悩みなどが語られることも少なくなく、子どもたちの悩みが複雑に絡まっていること

が影響していると考えられます。

子どもたちが、本当の悩み、つまり本音を話してくれるまでには、信頼関係の構築が必ず必要となります。そのため、相談があった場合は、すぐに解決方法を探すのではなく、まずは、ありのままの子どもの気持ちや考えを受け止めることを心がけています。

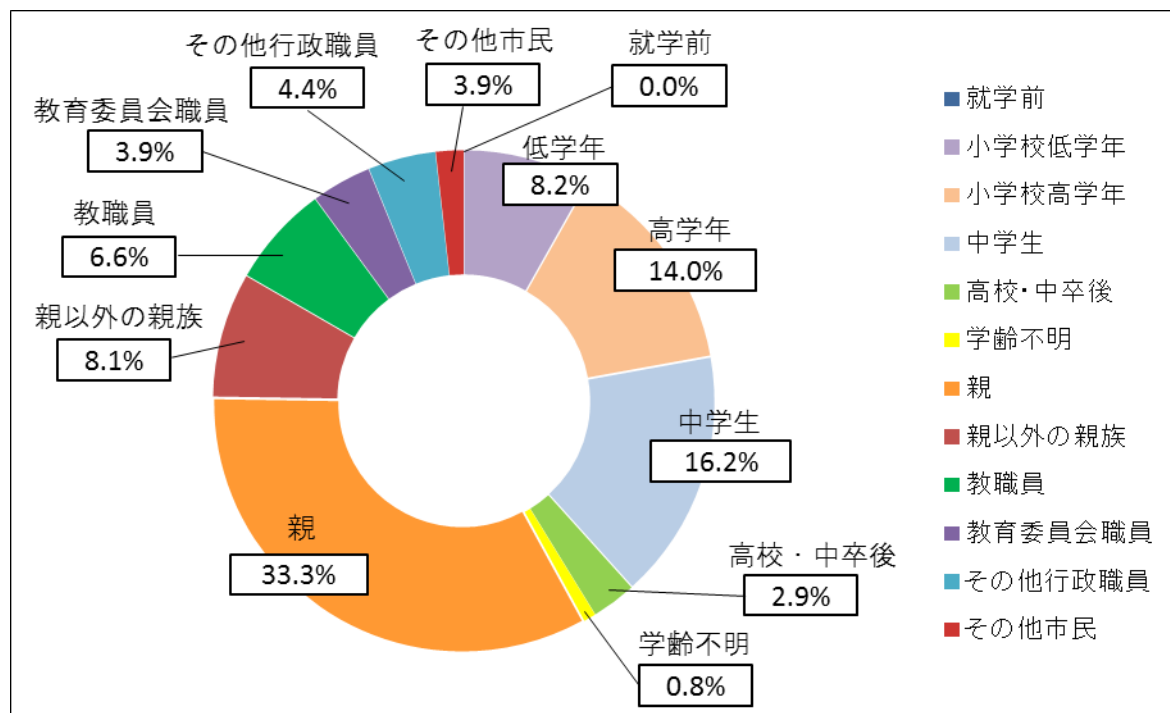


図2 令和元年度 相談者の内訳 詳細

図2は、令和元年度の相談者の内訳の詳細な割合です。

時として、保護者や教職員等の大人の思いと子どもの思いは異なっていることがあります。子どもの意向をもとに、学校等の機関との相談対応にあたる場合もあり、その際には、子どもが安心できる環境をどのように実現していくかを教職員等と一緒に考えていくように心がけています。

また、大人に比べて子どもは、自分の思いを言葉にするのが難しいため、話し合いの場に相談調査専門員が立ち会い、子どもが自身の思いや考えを伝える手伝いをするなどもあります。教職員等との対応が一定の割合を占めているのはこのような理由によるものです。

当該子どもとの直接の関わり

相談対応の際には、子どもを中心とした支援を実現するべく、子どもから気持ちを直接聴く機会を重視しています。当室では、初回の相談が大人（保護者等）からであった場合でも、その事案の当事者である子どもの気持ちを把握できるよう、子どもと会って話を聴く機会の確保に努めることとしています。

表5は、案件対応にあたり、当事者である当該子ども本人との直接の関わりの有無を整理したものです。令和元年度は、当該子ども159人と直接関わることができました。

P11表3のとおり、子どもが初回相談者であった案件が136件なので、『初回相談は大人からであったものの、相談対応をしていく中で子ども本人と関わるできるようになった』案件が23件ということになります。

今年度は6月に初めて【保護者向けおおつつこ相談チーム通信】を発行し、その紙面にて【おおつつこ相談チームは、その子自身の気持ちを確認しながら、その子にとって何が必要か、子どもとともに最善の方法を考えて行くところです】と当室が大切にしている活動方針について説明しました。その上で、【保護者の方からの相談の場合も、子どもとの面談をお願いし、保護者の方の担当と子どもの担当を分けて話を聴かせてもらっています。】と明記したことで、相談をいただいた保護者の方の中には、すでに【子どもと相談調査専門員の面談】について理解されていた方も多かったと考えられます。そのため、相談調査専門員から保護者の方へ子どもとの面談を提案した場合も、スムーズに了承を得られることが多くなりました。

表5 当該子どもとの直接の関わり（件）

	あり	なし	計
平成28年度	107	65	172
平成29年度	122	60	182
平成30年度	123	84	207
令和元年度	159	65	224

直接関わりをもった子どもの内訳

図3は、令和元年度に直接の関わりをもった子どもを学齢別に分類したものです。

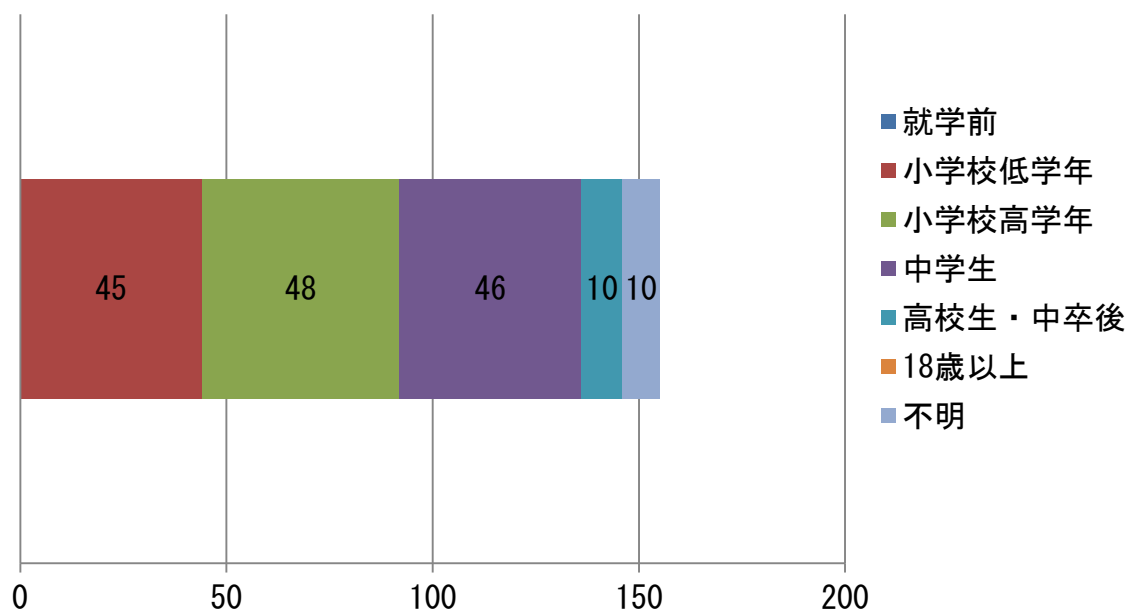


図3 令和元年度 直接関わりを持った子どもの内訳

表6 直接関わりをもった子どもの学齢（人）

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	年齢 不明	計
平成28年度	45	48	13	1	0	107
平成29年度	39	52	26	4	1	122
平成30年度	37	42	31	7	6	123
令和元年度	45	48	46	10	10	159

表6は、直接関わりをもった子どもの学齢別の内訳の推移を示したものです。令和元年度はこれまでに比べ、より多くの子どもたちと直接関わりをもったことが分かります。

また、平成28年度から比べると、小学生の人数にあまり大きな変化はみられませんが、中学生の人数は3倍に増え、高校生の人数も年々増加していることが分かります。この要因として考えられることは、おおつつこ相談チームの認知率が上がり、存在を認識している児童生徒が年を経ていくことで高校生まで認知率が上がっているであろうこと、また令和元年度より、おおつつこ相談チームの啓発カードのデザインを小学生用と中学・高校生用とで分けたことで、おおつつこ相談チームが、中高生にとって相談しやすい存在になってきたのではないかと考えています。

今後も、より多くの子どもと直接関わりが持てる機会が拡大するように活動を行っていきたいと思います。

相談対応の方法

表 7 令和元年度 相談対応の方法

	面談	電話	手紙	メール	その他	計
回数（回）	429	689	196	11	0	1,325
割合（％）	32.4%	52.0%	14.8%	0.8%	0.0%	100%

表 7 は、令和元年度の相談対応の方法を整理したものです。

おおつつこ相談チームでは主に以下の 3 つの方法で相談対応を行っています。

① 電話での相談

フリーダイヤルの相談電話専用回線『おおつつこほっとダイヤル』を設けて、相談対応を行っています。学校からの配布物や市の広報誌を通じて、このフリーダイヤルの番号をより多くの子どもたちや市民の方へ広く通知するように努めています。

② 面談での相談

電話相談や手紙相談で始まった相談についても、できるだけ相談者と直接会って話せる機会に繋がるよう努めています。特に子どもたちとの面談は、お互いの関係を構築するために必要だと考えています。生身の人間同士が触れあう時に感知しあえる表情、声、話し方、身体の動きなどの様々な情報が相手の心情を理解するときに有効であり、「子どもの声を聴く」相談対応ではこれらを含むコミュニケーションが不可欠です。

表 8 令和元年度 面談対応における相談場所

	相談室 (市役所)	家庭 訪問	学校	市民 センター	児童 クラブ・ 児童館	公園	行政 機関	その他	計
回数(回)	160	77	41	82	18	7	40	4	429
割合(%)	37.3%	18.0%	9.6%	19.1%	4.2%	1.6%	9.3%	0.9%	100%

表 8 は、令和元年度の面談対応における相談場所を整理したものです。

市役所には専用の相談室があり（令和 2 年度からいじめ対策推進室は明日都浜大津へ移転しました）、来所した相談者とは相談室で面談することもできます。また、家庭訪問や地域の公民館・児童館・学校・公園などで面談を行うこともできます。本市の地理的事情もあり、市役所まで面談に来ることが難しい相談者も少なくなく、子どもであればなおさらです。

子どもを中心とした支援を実現するためには、子どもの声を直接聴くことが非常に重要です。家庭や地域など、庁外での面談も積極的に行い、子どもが会いやすい場所で、直接話を聴かせてもらう機会を大切にしています。

③ 手紙での相談

毎年手紙相談の用紙を年に数回子どもたちに配布しています。令和元年度は、6月末と10月末の2回、大津市内公立、私立、国立の小学校・中学校・特別支援学校に配布しました。手紙相談の用紙を配布した後は、手紙相談数が増える傾向にあります。

表9 令和元年度 子どもからの手紙相談 新規案件月別受付状況（件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度	2	0	4	23	2	2	2	26	4	0	0	0	65

子どもたちの中には「電話ではちょっと話にくい。」「電話をかける環境が整っていない。」「家の人に知られずに相談したい。」などの思いを抱いている子どもも少なくありません。そのような子どもたちにとって、手紙での相談は、活用しやすいものとなっているようです。

表10 令和元年度 子どもからの手紙相談 新規案件内訳（件）

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	不明	計	中1	中2	中3	不明	計	合計
男子	3	3	3	3	1	0	0	13	3	1	0	0	4	17
女子	3	4	6	10	7	3	0	33	5	1	5	0	11	44
不明	1	0	0	1	0	0	1	3	0	0	1	0	1	4
計	7	7	9	14	8	3	1	49	8	2	6	0	16	65

表10は、新規に寄せられた子どもの手紙相談の受付状況を学年と男女別に分類したものです。小学生からの手紙相談受付件数は49件となっており、これは小学生からの初回相談者件数81件（p11 表3）の半数以上を占めています。小学生にとって、手紙は、電話や面談での相談に比べ、身近な相談ツールとなっているようです。

一方で、中学生の手紙相談の新規案件数は、小学生に比べると少なくなっています。これは、進学の際に携帯電話の所持率が上がることで、電話相談やLINE相談等、相談方法の選択肢が増えることが一つの要因として考えられます。

<手紙相談の対応>

手紙相談は、返事を希望するか選択できるようになっており、手紙相談用紙に「返事がほしい」「電話がほしい」「返事はいらない」の欄を設けています。「返事はいらない」の欄に○がつけられた手紙や住所未記載の手紙を除き、相談調査専門員が可能な限り、すべての手紙に返事を書く等の対応を行っています。継続する場合は、そのまま手紙で相談を続けるケースがほとんどですが、手紙から電話や面談に繋がったケースもあります。

表 1 1 子どもからの新規手紙相談の対応経過

対応の 有無・方法	対応あり		対応なし		計
	手紙	電話・ メール	返事は いない	住所 未記載	
件数（件）	55	3	5	2	65
割合（％）	84.6%	4.6%	7.7%	3.1%	100%

一方で、子どもに返事を書いた後に子どもからの再度の連絡がなく、経過が不明なケースも一定数見受けられることから、平成30年度より新たな試みとして、経過が不明となっている子どもへ向けて、学期末等に相談調査専門員から状況確認のための手紙を送っています。

令和元年度は、新規案件のうち返事を書いた案件の約半数が、その後、相談が継続しなかったため、状況確認のための手紙を郵送しました。相談調査専門員からの手紙を受け取った何人かの子どもが、「その後、解決して元気になっています。」と報告してくれました。また、報告と同時に新たな悩みを相談する子どももあり、一定の効果があると感じています。

<手紙相談の内容>

令和元年度に子どもたちから寄せられた手紙の内容は、多岐にわたり、いじめに関する訴えでは、友だちから無視されたり、睨まれたり、叩かれたりする等の相談が多く寄せられました。また、いじめは伴わないものの、友人関係や、家族との関係、学校や教員に対しての不満を訴える内容の手紙も少なくありませんでした。

学齢・性別ごとに手紙相談の内容をみると、小学生・中学生男子からは、友だちとの良好な関係の築き方に関する疑問や、友だちとの関係で自分自身のイライラする気持ちに悩む相談、学習への不安を訴える相談等が多く寄せられました。

中学生女子からは、自分自身の進路や将来への不安等のいじめ相談以外の悩みを訴える内容が多く寄せられました。手紙を書くということは、思春期ならではの悩みを抱える彼女らにとって、自分自身の複雑な感情や考えを整理する一助になり得るようです。

子どもたちから届いた手紙には、子どもたちの思いがたくさん込められています。たった一往復、まして文字のやりとりだけで相談を行うことは非常に難しいことですが、手紙を書いてくれた子どもの気持ちに少しでも寄り添えるように、相談調査専門員間で検討を重ねて返事を書いています。

また、子どもたちからの手紙の中には、「自分の気持ちを書いたことですっきりした。」「返事はいらないけど自分の気持ちを聞いて欲しいです。」といった内容のものもあり、子どもたちにとって手紙が、自分の気持ちや考えを書いてすっきりするためのツールとなることも分かりました。

当初の相談内容に限らず、いつでも何でも相談できることを子どもに伝えるためにも、今後も経過確認の連絡のあり方を検討していきたいと思っています。

相談方法の内訳

図4は令和元年度の大人と子ども別の相談方法の内訳を示したものです。

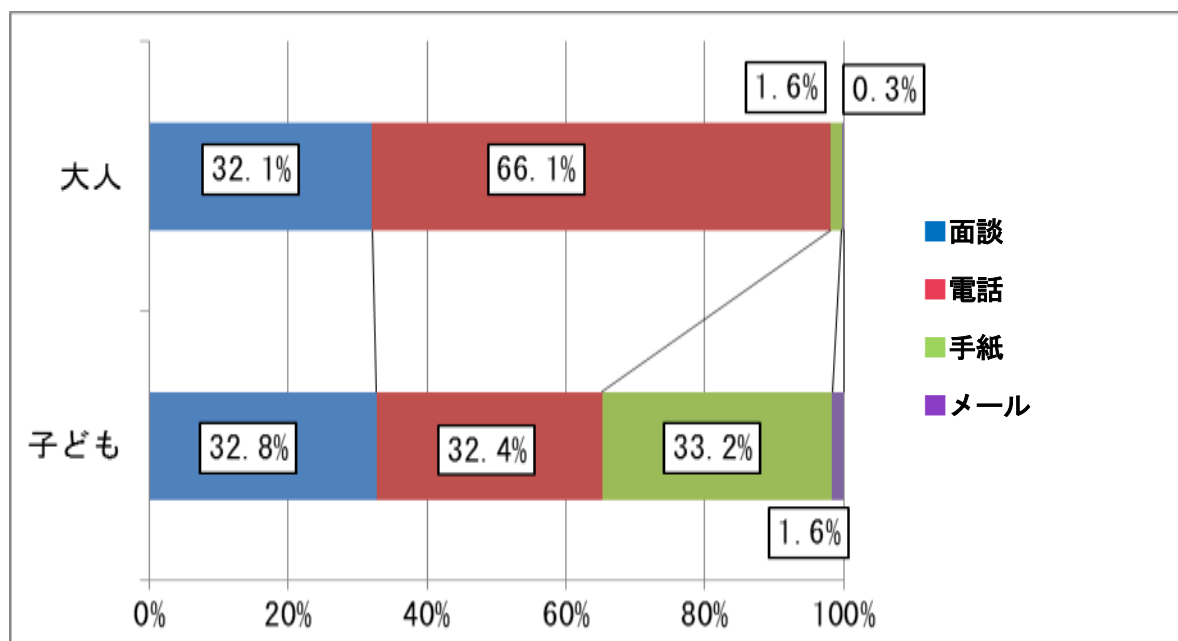


図4 令和元年度 相談方法（大人・子ども別）

大人の相談方法は電話が6割以上を占めている一方で、子どもの相談方法は、面談・電話・手紙がほぼ同じで3割ずつとなっています。手紙から始まった相談については、手紙の内容を受け止めた上で、電話や面談に繋がるようにアプローチを試みています。

また、電話から始まった相談についても、電話で話すことに慣れていない子や自分の気持ちをうまく言葉にすることができない子も少なくないため、なるべく面談に繋がるように試みています。子どもたちは、最初は、初めて会う大人に対して、少し緊張した様子も見せますが、遊びを取り入れたりしながら、面談を重ねていくうちに、徐々に心を開いてくれるようになります。子どもがうまく言葉で表せない場合も、その表情や仕草からよみとれるものが多くあり、改めて面談することの大切さを実感しています。

相談の所要時間

表 1 2 は、令和元年度の相談にかかる所要時間を面談/電話に分けて算出し、それぞれの相談にかかった平均時間を子ども（学齢別）と保護者に分けて表したものです。

表 1 2 令和元年度 相談にかかる平均所要時間

相 談 方 法	子 ども				保 護 者
	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生・ 中卒後	
電 話（分）	11.0	22.1	26.9	31.6	23.5
面 談（分）	61.4	62.5	65.0	52.1	50.4

この表から、面談の相談時間においては、どの学年の子どもも保護者も 1 時間前後となっており、あまり大きな違いは見られません。これは、当室において面談の時間を『おおむね 1 時間』と設定していることが要因の 1 つと考えられます。

子どもの本当の思いを聴くためには、まず子どもと関係を築く必要があります。子どもは自分の思いがすぐに言葉にならないこともあり、まずは子どもに「この人になら話してもいい。」と思ってもらえるような安心できる関係を築くことが大切であると考えています。面談では、時間をかけて話を聴き、お互いに信頼しあう関係になることを目指しています。特に低学年の子どもと会う時は、話を聴くだけでなく、遊びながら人間関係を築くことも大切と考えていますので、将棋やボードゲーム・工作など様々な活動を面談中に取り入れるようにしています。

一方、電話の相談時間は、学年が上がるにつれて長くなる傾向にあることが分かります。子どもたちの中には電話で話することに慣れていない子が多いことや、小学校低学年の場合、自分の携帯電話を所持している子が少ないため、家の電話を利用して相談することなどが要因として考えられます。

私たちの相談活動が、子どもたちにとって、気持ちが和らいだり、安心して生活できるための一助になることを、また、相談調査専門員と遊んだり、時にはたわいもない会話をしたりした経験が子どもの視野を広げるきっかけになることを期待しています。

2 相談の内容

いじめを主訴とする案件

表13は、令和元年度の大人・子ども別の相談の主訴の内訳を示したものです。主訴がいじめであった案件は132件で、全体に占める割合は58.9%でした。また、いじめ以外を主訴とする案件は、合計92件で、交友関係の悩み（いじめ以外）が19件と最も多く、続いて、家族関係の悩み（13件）、子どもの心身の悩み（12件）教員等の指導上の問題（11件）となっています。開設以来、主訴がいじめであった案件は6割程度、主訴がいじめ以外であった案件は4割程度で推移しており、令和元年度もその傾向を踏襲しています。

表13 相談の主訴（子ども・大人別）

		いじめ	交友関係の悩み (いじめ以外)	不登校	子どもの非行	子どもの心身の 悩み	教員等の指導上の 問題	学校園の対応の 問題	行政の対応の 問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	児童虐待	学業の悩み	その他	計
案件	件数 (件)	132	19	7	1	12	11	3	4	2	13	2	4	14	224
	割合 (%)	58.9%	8.5%	3.1%	0.4%	5.4%	4.9%	1.3%	1.8%	0.9%	5.8%	0.9%	1.8%	6.3%	100%
延べ 対応 回数	子ども (回)	323	75	14	0	35	25	4	3	3	52	2	7	12	555
	大人 (回)	510	36	40	1	21	27	13	7	33	42	13	8	19	770
	計	833	111	54	1	56	52	17	10	36	94	15	15	31	1,325

もともと、ここでいう「いじめ」はいじめ防止対策推進法の定義にならっていますが、本市の条例は、法とは異なり、子どもからの行為だけでなく、大人からの行為についても「いじめ」として捉えることとしています。教員等の指導上の問題に関するものや家族関係の悩みをはじめとして、法律では「いじめ」に当たらないものの、本市の条例では「いじめ」に当たるものも含まれます。

また、子どもや保護者が抱える問題は複合的であり、「いじめ」か「いじめでない」と単純に割り切って考えることも不適当な場合が多いように思えます。実際に、「いじめ」という言葉がもつ社会通念上のイメージにとらわれすぎ、相談をためらう子どもの姿も散見されます。子どもが困ったり不安になったり理不尽だと感じるがあったりした時に、その気持ちを抑えることなく、周りの人に率直に伝えることができるように環境を整えていくことが大切です。

そして、いじめ対策推進室では、いじめ以外の問題が関係し、相談調査専門員のみでの対応が困難な場合には、他の関係機関との連携を意識しながら活動することを念頭に置いています。他機関との連携体制をとる中では、気持ちを伝えてくれた子どもをどう支援していくかについて、それぞれの機関・組織がよく考え、子どもと正面から向き合って力を尽くしていく必要があります。

いじめの訴えの時期

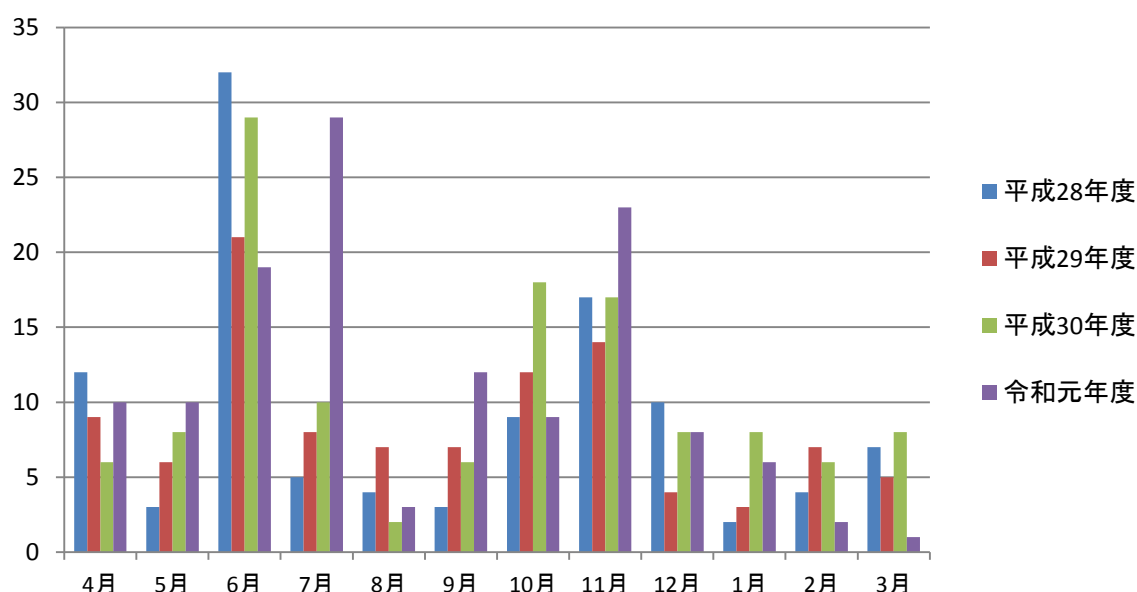


図5 令和元年度 いじめを主訴とする新規相談件数

図5は、いじめを主訴とする新規相談件数を月別に示したものです。

毎年、『おおつつこ てがみ そうだん』の用紙を配布する6月～7月や10月～11月頃に相談件数が増加する傾向にあり、令和元年度もこの傾向が継続しました。

また、近年と比べて、9月の相談件数が増加し、夏季休暇中のSNS上でのいじめや児童クラブ内でのいじめに関する相談も寄せられました。令和元年度2月～3月においては、新型コロナウイルス感染防止のための休校措置がとられたことにより、いじめ等に関する相談が減少したと考えられます。

『おおつつこ てがみ そうだん』の用紙を配布した直後に限らず、一年を通じて満遍なく相談が寄せられ、私たちが身近な相談窓口の一つとなれるよう、活動を続けていきます。

副次的な訴え

主訴がいじめかいいじめ以外かにかかわらず、副次的な訴えがある場合は少なくありません。

表 1 4 は、令和元年度の副次的訴えの内容を整理したものです。副次的な訴えの内容も多岐にわたり、子どもを取り巻く問題が複合的であることがわかります。

令和元年度は、副次的訴えとして、交友関係の悩み（いじめ以外）や家族関係の悩み、教員などの指導の問題、学校園の対応の問題等が多くありました。

表 1 4 副次的訴え

令和元年度		交友関係の悩み (いじめ以外)	不登校	子どもの非行	子どもの心身の悩み	指導上の問題 教員等の問題	学校園の対応の問題	行政の対応の問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	児童虐待	学業の悩み	その他	該当なし	計
	対応回数 (件)	199	84	0	34	156	240	5	20	131	2	9	13	432	1,325
	割合 (%)	15.0%	6.3%	0.0%	2.6%	11.8%	18.1%	0.4%	1.5%	9.9%	0.2%	0.7%	1.0%	32.6%	100%

副次的訴えとして、「教員等の指導上の問題」と「学校園の対応の問題」を合わせた項目の割合が約3割を占めています。これは、いじめ事案の発生を契機に保護者と学校園・教員等の関係がこじれてしまう案件が少なからずあるためです。このような案件では、当事者である子どもの気持ちが置き去りにされてしまうことがあります。そのような場合、私たち相談調査専門員は、第三者的な立場を大切にしながら、改めて子どもの意向を確認し、必要に応じてそれを学校の先生や保護者等へ伝えるといった調整活動を行うこともあります。

子どもを取り巻く問題は複合的であり、いじめの問題と並行しながら、また時には、いじめの問題が解消した後に、他の問題が明らかになることもあります。このような場合、他機関への連携や引継ぎを含め、子どもを継続的に支援していくあり方を常に探りながら対応を行っています。

さらに、他機関との連携を検討していく中で、子どもを取り巻く社会資源の役割や対応の方法等について、子ども自身が十分に理解しておらず、そのことが、社会資源を有効に活用することを阻んでいるように感じることがあります。私たちいじめ対策推進室と守る委員会を含め、子どもを取り巻く社会資源である諸機関・組織は、それぞれの役割や可能な支援内容等を子どもたちに正確に知ってもらえるような活動を行い、子どもたちが主体的に社会資源を選択・利用できるような環境を整備していく必要があるように思います。

3 『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動

これまで、子どもからの相談の直接の窓口となる相談調査専門員については、子どもに身近な存在として認識してもらえるよう、『おおつつこ相談チーム』という名称を用いて活動しています。「いつでもあなたの話を聴くよ!」「一人で悩まないで!」というメッセージを込め、子どもたちに「困った時には相談できる場所がある。」ということを知ってもらうために、以下のような各種広報・啓発活動を行っています。

これらの活動を通じて、年々『おおつつこ相談チーム』の認知率は上がってきており、それが子どもたちと直接繋がる機会の増加にも影響していると考えられます。相談調査専門員に直接子どもの声が寄せられる機会は、守る委員会が第三者委員会としての役割を担う上でも貴重なものであると考えています。

また、守る委員会が市に寄せられたいじめ相談等に対する事実確認や支援策を検討することに関連し、学校をはじめとした関係機関に守る委員会の機能・役割等を知ってもらうことも、子どもの幅広い支援の枠組みの実現に資するところがあります。

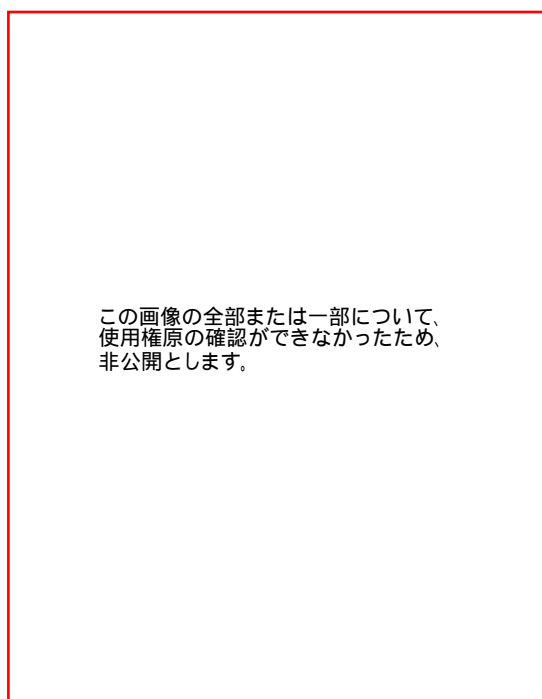
今後も、守る委員会と相談調査専門員が協力しながら、広報・啓発活動の充実に向けて内容を検討していきたいと考えています。

広報啓発ツールの配布

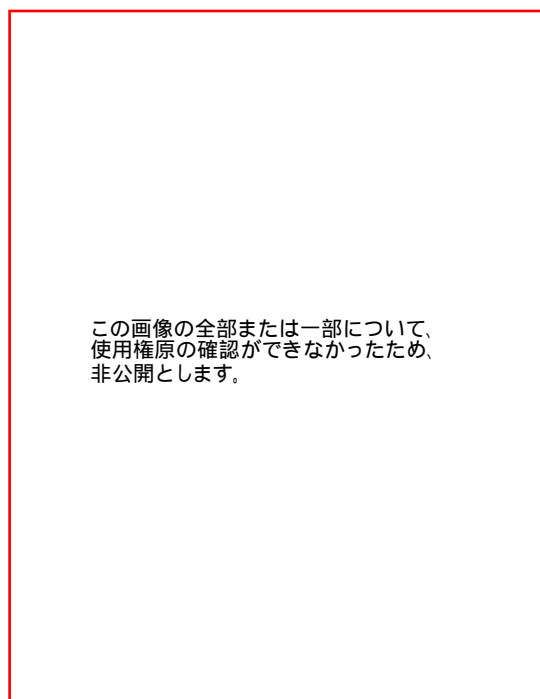
啓発月間である6月に、学校の協力を得て、市内の小学校・中学校・高校の全学年を対象に『おおつつこ ほっとダイヤル』の啓発カードを配布しました。

■おおつつこほっとダイヤルカード

【小学生用】



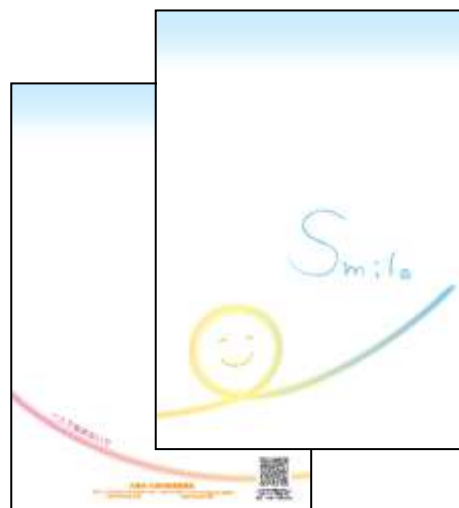
【中学生・高校生用】



■クリアファイル

啓発月間である6月に市立中学校の1年生を対象にクリアファイルを配布しました。

これは、平成30年度に開催された大津っ子リーダースクールに参加した中学生が発案したデザインを元に作成しました。



■おおつつこ手紙相談

市内の小学生・中学生を対象として『おおつつこ てがみ そうだん』の用紙を啓発月間である6月と10月に配布しました。子どもたちが手紙を書きやすいように、小学生用と中学生用とで内容を少し変更しています。

また、この用紙は、子どもたちがSOSを発信しやすいよう、内側に相談内容を書いて三つ折にして封をすれば、切手を貼らずに投函できる工夫をしています。

子どもたちが【返信がほしい】と希望している場合は、手紙を受け取った相談調査専門員が返事を書き、およそ1週間後には子どもたちの手元に返事が届くようになっています。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

おおつつこ相談チーム通信の配布

令和元年度は6月、10月、1月の3回、市立の小中学校に通う子どもを対象に「おおつつこ相談チーム通信」を配布しました。【小学校低学年向け】【小学校高学年向け】【中学生向け】と年齢毎に少しずつ内容を変更し、『おおつつこ相談チーム』の活動や出前授業で実施した内容の紹介等を行っています。また、コラムや遊びを取り入れたページ等も盛り込み、子どもたちが読んで楽しいと思えるような通信を作成するように心がけています。

令和元年度は新たな取り組みとして、当室の活動方針を保護者の方にも理解していただくために、初めて6月に【保護者向けおおつつこ相談チーム通信】を発行しました。この通信を発行したことで、保護者から寄せられた相談であっても、子どもとの面談に繋がり、子どもの思いを確認しながら対応することができる事案が増えたのではないかと考えています。

この画像の全部または一部について、
使用権原の確認ができなかったため、
非公開とします。

小学校・中学校向けの出前授業

令和元年度は、出前授業実施の希望があった小学校19校、中学校3校の全22校の小学1年生から中学2年生を対象に出前授業を実施しました。

出前授業では、『あなたは大切な人です』というテーマを基軸として、『あなたの心と身体を守るために』『いろいろな気持ちについて考えてみよう』『困ったときに相談しやすい人ってどんな人？』『伝え方と伝わり方』などの内容で、子どもたちの授業参加を取り入れながら授業を行ってきました。



令和元年度は、授業内容がより具体的に分かるように「おおつつこ相談チームによる出前授業内容」を一覧にしたものを作成しました。このメニュー一覧をもとに、各学校・学年・学級の実情に即した授業の実施に繋がるよう、事前に各学校の先生方と打ち合わせを行い、充実した授業内容となるように心がけました。

出前授業を受けた後の子どもたちからは、「自分の知らなかったストレス発散方法を知れて、ぜひやってみようと思った」「人にはいろんな気持ちがあるけれど、自分の気持ちに向き合っていくことも大切だと思いました」「自分なりの対処方法を見つけようと思いました」「電話・メール・対面で話すなどをうまく使い分けられたら、人間関係がうまくいくかもしれない」といった感想が寄せられました。また、「おおつつこ相談チームがどういう人たちかよく分かった」「話しやすそうだった」「相談するとどういう風になるのかが分かった」などの感想もありました。

出前授業後のミニアンケートでは、子どもたちから、「いじめは、なぜ存在するのか」「自分の感情のコントロールの方法を教えてください」「人はなぜ傷ついたり、悲しんだりするのですか」「世の中から悩みがある子どもがいなくなるのはいつのことですか」など、たくさんの質問が寄せられました。

私たちは、これらの質問に対して「おおつつこ相談チーム通信」を通して答えていくようにしています。間接的であっても、子どもたちの日々の悩みや疑問に寄り添う活動を続けて行きたいと思っています。

おおつつこ相談チームによる出前授業内容一覧

2019 おおつつこ相談チームによる出前授業内容

おおつつこ相談チームです！



■進行方法【学年】パワーポイントを使用し、話を聞きながら、考えてもらいます。

【学級】ペア（1～2年）または4～5人（3～6年）の班で、テーマについて話し合い、発表してもらいます。

■授業内容

【A】権利 ～あなたの心と身体を守るために～

対象学年	テーマ	共通内容	対象学年の特徴的な内容
小学生 1-3年	■生きる権利について考えよう	すべての人が生きていく上で一人ひとりの権利はとても大切であり、子どもたちには「安心して自信をもって自由に生きる権利」があることを伝えます。	日常的にありがちな具体的な場面を明示し、「安心」「自信」「自由」という状態がどのようなものであるかを理解してもらいます。その上で「権利」という言葉について学び、誰にでも保障されるべきものであることを学んでもらいます。
小学生 4-6年	■権利が侵害されそうになった時にどうしたらいいか考えよう	権利に関係する日常の場面を子どもたちに思い浮かべてもらいながら、それらの権利が奪われると、安心・自信・自由の権利がなくなってしまうことについて考えて	自分の権利が奪われそうになった時、どんな気持ちになるかを考え、どのように行動したらいいのか、逃げたり人に助けを求めたりすることも大切であるということを学んでもらいます。
中学生			

【B】気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～

対象学年	テーマ	共通内容	対象学年の特徴的な内容
小学生 1-3年	■いろいろな気持ちについて考えてみよう	日常の経験から「気持ち」を表すいろいろな言葉を考えてもらいます。自分で自分の「気持ち」をしっかりと感じ、どの気持ちも大切であることを伝えます。	表情の違う女の子の絵を見ながら、人にはいろいろな気持ちがあることを知り、自分の気持ちを表現する大切さを伝えます。 特に「悲しい」や「寂しい」などの気持ちになった時は、どのようにすれば自分の心を落ち着かせることができるか、その方法などについて考えてもらいます。
小学生 4-6年	■気持ちがしんどくなった時、どのような方法で気持ちを落ち着かせるか考えてみよう		【気持ちの本】の中から数枚の絵を抜粋し、それを見ながら、人にはいろいろな気持ちがあり、まずは自分の気持ちを大切にするとともに、相手の気持ちにも気がつけるようにします。
中学生			

【C】伝え方と伝わり方 ～自分の思いを正しく伝えるために～

対象学年	テーマ	共通内容	対象学年の特徴的な内容
小学生 4-6年	■どのような言い方をすれば、自分の思いを正しく伝えることができるかを考えよう	日常的に教室内で起こりがちな、乱暴な言葉や否定的な言葉が原因となって起きるトラブルの場面を寸劇で見てもらいます。 ・どのような言い方であれば相手に誤解等がなく伝わるか ・相手の気持ちを傷つけないように自分の気持ちを伝えるためには、どのような言い方をしたら良いか 等を考えてもらいます。日々のコミュニケーションでは、言葉だけでなく、表情やイントネーション等も重要	1) 寸劇ありのパターン（先生方に演技していただきます） 2) 寸劇なしのパターン（言葉で説明させていただきます） 実際に【否定的な言い方】【肯定的な言い方】の指示を聞いて行動してみると、どのような受け止め方の違いがあるかを体感してもらいます。 ※これは中学生でも可能です。
中学生			同じ会話のやりとりを ①SNS形式 ②電話形式 ③対面形式 の3パターンで子どもたちにロールプレイで実践してもらいます。その印象の違いを体感した後で、その違いについて話し合いや発表をしてもらいます。

【D】SOSの出し方 ～こんな時どうする？～

対象学年	テーマ	共通内容	対象学年の特徴的な内容
小学生 1-3年	■自分が困った時、どのように行動するかを考えよう	子どもたちの日常生活に起こりがちな困った場面をいくつか提示し、実際に自分がそのような立場におかれた時、【自分だったらどうするか】ということについて考えてもらいます。自分が困った時は一人で抱えこまずに、【人に助けを求める】ということの大切さについて学んでもらいます。	
小学生 4-6年	■困っている友だちを見かけた時の対処方法について考えよう	クラスの中で起こりがちな場面設定を行い、その中で【困っている友だちの周りの子ども】の気持ちについて考えてもらいます。周りの子どもは、どのような行動をとることができるか、また、実際に自分がそのような立場におかれた時、【自分だったらどうするか】ということについて考えてもらいます。	「友だちを助けようと思う気持ち」を大切にしながら、「自分だったらどうするか」を考えていきます。その理由を考える中で、自分の行動がどのような結果につながるか、その可能性についても考えていきます。
中学生	■困った友だちを見かけたらどのように行動するかを考えよう		【パターン1】（学級） クラスの中で「自分だったらどうするか」の行動パターンごとに分かれ、ディベート形式で話し合います。 【パターン2】（学級） 「困っている友だちのために何か行動したいけれど、できない」という意見に着目し、どうすればよいか等を話し合います。

■備考

- ・上記の内容をベースにして、事前に打ち合わせを行い、各学年・各学級の様子に合わせた内容にさせていただきます。
- ・各授業の終わりに、子どもたちへ簡単なアンケートの記入（匿名）をお願いしています。

令和元年度 おおつつこ相談チームによる出前授業実績

1 学期

学校	実施日		クラス	形態	メニュー
仰木の里東 小学校	5月13日	月	4年3クラス	学級	【D】 SOSの出し方 ～こんなときどうする？～
	5月16日	木	3年3クラス	学級	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
逢坂小学校	5月23日	木	3年2クラス	学級	【D】 SOSの出し方 ～こんなときどうする？～
	5月23日	木	4年3クラス	学級	【D】 SOSの出し方 ～こんなときどうする？～
晴嵐小学校	5月27日	月	4年5クラス	学級	【A+C】 あなたの心と身体を守る伝え方と伝わり方
	5月30日	木	3年5クラス	学級	【B+D】 SOSの出し方 ～あなたの気持ちを伝えるために～
真野北小学校	6月3日	月	6年1クラス	学級	【D】 SOSの出し方 ～こんなときどうする？～
	6月3日	月	5年2クラス合同	学級	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
伊香立小学校	6月3日	月	6年1クラス	学級	【A+B】 あなたの(心＝気持ち)と身体を守るために
比叡平小学校	6月4日	火	5・6年合同	学級	【D】 SOSの出し方 ～こんなときどうする？～
雄琴小学校	6月10日	月	3年2クラス	学級	【D】 SOSの出し方 ～こんなときどうする？～
	6月10日	月	4年3クラス	学級	【D】 SOSの出し方 ～こんなときどうする？～
	6月12日	水	1年2クラス	学級	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
	6月12日	水	2年2クラス	学級	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
真野小学校	6月17日	月	3年3クラス	学級	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
瀬田北中学校	6月19日	水	1年5クラス	学級	【C】 伝え方と伝わり方 ～自分の思いを正しく伝えるために～
	6月20日	木	1年5クラス	学級	【C】 伝え方と伝わり方 ～自分の思いを正しく伝えるために～
下阪本小学校	6月24日	月	6年5クラス	学級	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
平野小学校	6月26日	水	1学年合同	学年	【A】 権利 ～あなたの心と身体を守るために～
	6月26日	水	2学年合同	学年	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
	6月26日	水	3学年合同	学年	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
瀬田南小学校	6月28日	金	2年4クラス	学級	【C】 伝え方と伝わり方 ～自分の思いを正しく伝えるために～
志賀小学校	7月1日	月	4年4クラス	学級	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
堅田小学校	7月8日	月	5年4クラス	学級	【C】 伝え方と伝わり方 ～自分の思いを正しく伝えるために～
唐崎小学校	7月10日	水	2年4クラス	学級	【C】 伝え方と伝わり方 ～自分の思いを正しく伝えるために～

2 学期

学校	実施日	クラス	形態	メニュー
藤尾小学校	9月11日 水	5年1クラス	学級	【D】 SOSの出し方 ～こんなときどうする？～
	9月11日 水	4学1クラス	学級	【D】 SOSの出し方 ～こんなときどうする？～
南郷中学校	10月7日 月	1年5クラス	学級	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
	10月10日 木	2年4クラス	学級	【D】 SOSの出し方 ～こんなときどうする？～
青山中学校	10月16日 水	1年5クラス	学級	【C】 伝え方と伝わり方 ～自分の思いを正しく伝えるために～
和邇小学校	10月30日 水	1学年合同	学年	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
	10月30日 水	2学年合同	学年	【A】 権利 ～あなたの心と身体を守るために～
	10月30日 水	4学年合同	学年	【C】 伝え方と伝わり方 ～自分の思いを正しく伝えるために～

3 学期

学校	実施日	クラス		メニュー
木戸小学校	12月2日 月	3年Bクラス	学級	【C】 伝え方と伝わり方 ～自分の思いを正しく伝えるために～
	12月2日 月	3年Aクラス	学級	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
南郷小学校	12月9日 月	5学年合同	学年	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
	12月9日 月	6学年合同	学年	【D】 SOSの出し方 ～こんなときどうする？～
瀬田北小学校	2月6日 木	1学年合同	学年	【B】 気持ち ～いろいろな気持ちに気付くために～
	2月6日 木	2学年合同	学年	【A+B】 あなたの(心＝気持ち)と身体を守るために
	2月6日 木	3学年合同	学年	【A+C】 あなたの心と身体を守る伝え方と伝わり方

ふれあい交流会

毎年、子どもたちの夏休み期間中に、子どもたちと遊びなどを通して交流することを目的に、大津市の福祉ブロック7か所にある児童館を訪問し、『おおつつこふれあい交流会』を開催しております。令和元年度は、7か所の児童館に加えて、11か所の児童クラブも訪問し、地域の子どもたちと交流を深めました。

【児童館訪問】

厚生員の方々が感じる地域の子どもの様子を聴かせていただいたり、実際に児童館を訪れる子どもたちと遊んだりすることで、地域で過ごす子どもたちの様子を知り、『おおつつこ相談チーム』を身近に感じてもらう機会となりました。

また、子どもたちとの交流を通じて、児童館が、子どもたちの居場所となっていることに加え、異年齢の子どもたちが集団で遊ぶ中で年齢に配慮したルールを自主的に作るなど、集団での人間関係を育む場となっていることを実感します。

児童館は、乳幼児やその保護者へも開かれた場となっており、厚生員の方々は、子どもたちが未就学児の時から、継続的に関わりを持っておられます。そのため、子ども一人ひとりの成長段階に合わせた対応を意識されており、こういった地域での関わりが、子どもの成長・発達に大きく寄与していることが窺えました。

令和元年度 おおつつこふれあい交流会 訪問日時一覧

名称	交流会日時	実施内容
膳所児童館	令和元年 7月24日（水）	通常開館時に訪問し、遊びを通して子どもたちと交流。
田上児童館	令和元年 7月26日（金）	通常開館時に訪問し、遊びを通して子どもたちと交流。
皇子が丘児童館	令和元年 7月30日（火）	通常開館時に訪問し、遊びを通して子どもたちと交流。
坂本児童館	令和元年 7月31日（水）	通常開館時に訪問し、遊びを通して子どもたちと交流。
堅田児童館	令和元年 8月 7日（水）	将棋イベント開催時に訪問し、遊びを通して子どもたちと交流。
伊香立児童館	令和元年 8月 9日（金）	移動児童館（伊香立環境交流館へ）開催時に訪問し、児童クラブの子どもたちとも交流。
小野児童館	令和元年 8月23日（金）	おばけ屋敷イベント開催時に訪問し、遊びを通して子どもたちと交流。

【児童クラブ訪問】

児童クラブは、学校での一斉指導と違い、児童が自由に遊びを選択し、好きな場所で好きなことをして過ごす時間が長いことが特徴であるといえます。児童クラブによって規模や児童数も異なり、個々への対応も必要となるため、指導員の方々は、職員間の連携を大切にしながら、子どもたちが楽しく過ごせるように工夫を凝らしておられました。

また、子どもたちが児童クラブでのルールを決めるなど、どの児童クラブにおいても児童の主体性を大切にされていました。高学年児童の割合は、高くはないものの、低学年児童をまとめる役割を担っており、そのような役割が、上の学年から下の学年へと受け継がれていくことで、児童の豊かな成長に繋がっているように感じました。

令和元年度 おおつつこ児童クラブ交流会 訪問日時一覧

名称	交流会日時	実施内容
小松児童クラブ	令和元年 7月12日（金）	ミニ出前授業C（全学年）、紙芝居（1年生）、自由遊びに参加
大石児童クラブ	令和元年 7月23日（火）	ミニ出前授業A（全学年）、ミニゲーム、紙芝居、自由遊びに参加
石山児童クラブ	令和元年 7月25日（木）	ミニ出前授業B（全学年）、ミニゲーム、自由遊びに参加
瀬田東児童クラブ	令和元年 7月29日（月）	ミニ出前授業B・D（3年生）、ミニ出前授業（4～6年生）、自由遊びに参加
日吉台児童クラブ	令和元年 7月31日（水）	ミニ出前授業C（全学年）、紙芝居、自由遊びに参加
Pingu's English 淡海	令和元年 8月 6日（火）	ミニ出前授業（全学年）、ミニゲーム
坂本児童クラブ	令和元年 8月 8日（木）	ミニ出前授業B（1年生）、ミニ出前授業B（2～6年生）、自由遊びに参加
長等児童クラブ	令和元年 8月19日（月）	ミニ出前授業B（1・2年生）+紙芝居、ミニ出前授業C（3～6年生）、自由遊びに参加
上田上児童クラブ	令和元年 8月22日（木）	ミニ出前授業（全学年）、ミニゲーム、自由遊びに参加
膳所児童クラブ	令和元年 8月26日（月）	ミニ出前授業・紙芝居（1年生）、自由遊びに参加
仰木の里児童クラブ	令和元年 9月18日（水）	自由遊びに参加

今回の児童クラブ訪問では、子どもたちが異学年のメンバーの中でどのように過ごしているのかを間近で見ることができました。児童クラブ内で起きたトラブルについて、当室に相談してくる子どももいるため、今回の訪問で学んだことを今後の相談対応に活かしていきたいです。

地域の子どもたちが『遊び』を通して育つ場となる児童館や児童クラブが果たす役割は大きく、今後も児童館や児童クラブと連携を深め、共に子どもの育ちを支えていきたいと考えています。

いじめ防止市民会議の開催支援

いじめ防止市民会議の開催にあたり、講演を行ったり、グループワークやパネルディスカッションに参加したりするなどして、本会議の開催を支援しています。



※ 令和元年度の活動実績

- ・ 仰木の里学区民生委員研修会（８月８日）
- ・ 大津北少年補導（委）員会研修会（１１月５日）
- ・ 和邇学区「人権・生涯」学習推進協議会（１１月１６日）

大津市熱心まちづくり出前講座

大津市熱心まちづくり出前講座では、市民の方を対象に『子どもが信頼できる人とは』などのテーマで講演を行い、地域の子どもたちについて一緒に考える機会になりました。

また、少年補導委員、人権擁護委員、スポーツ少年団関係者、PTA関係者など、子どもの支援に関わる機関や地域の方々の間で、子どもの声を聴くことの大切さを共有する機会を持っています。



内部向け研修会

教職員やその他の市職員向けの研修会に参加し、いじめに関係するテーマで講演を行うことがあります。令和元年度は、日吉中学区保幼小中連絡協議会教職員研修会（８月２１日）に相談調査専門員が講師として参加し、講演を行いました。

大津っ子まつりでの看板掲示

毎年５月に開催される大津っ子まつりは、子どもたちが多様な体験を通して、様々な人とふれあう機会となっています。例年、多くの子どもたちが集まる場となるため、『おおつつこ相談チーム』の看板を掲示し、啓発活動を行っています。

令和元年度は、５月１９日（日）に皇子山公園一帯で第３６回大津っ子まつりが開催され、様々なパフォーマンスが行われるステージの下におおつつこほっとダイヤルカードと同じ絵柄の看板を掲示しました。



4 相談・調整活動例の紹介

実際の相談・調整活動例について、個人情報保護の観点から一部加工してご紹介します。

初回相談者（子ども本人か、親か）、相談内容（いじめそのものか、いじめから派生した問題か）、対応期間（短期から長期まで）などは多岐に渡りますが、いずれの場合であっても、子ども本人の声を大切に、子どもを中心とした支援を実現するよう心がけています。

最初の頃は悩んでいても、面談等が進むにつれ、何かがきっかけとなって自ら解決の方法に至る子どもたちも少なくありません。子どもたち自身には問題を解決する「力」があること、周りの大人の役割はその力を引き出すための支えとなることを日々感じながら、相談対応を行っています。

■事例1 小学生男子Aさんの場合 親からの相談【放課後の遊びの中で起きたいじめ】長期対応

3学期が始まってしばらくした頃、小学4年生Aさんの母から入電があり、Aさんが放課後、クラスの友達OさんとPさんと遊んでいる際にいじめられたことについての相談があった。

ある日の放課後、AさんはPさんと一緒にOさんの家に遊びに行った。3人でゲーム機を持ち寄って遊んでいたが、OさんとPさんはAさんがゲームの中に入ろうとすると、2人で結託してAさんをゲームに入れないようにしたり、Aさんが持っていないゲームソフトで対戦したりして、Aさんを仲間に入れてくれなかった。Aさんはとても悔しくて辛かったが、その日は我慢して家に帰り、母にも何も言わなかった。しかし、その数日後、Oさんから「学校が終わったら公園に来て。」と誘われたので公園に行くと、そこにクラスの男子が数人来ていた。すぐに鬼ごっこが始まったが、Aさんはみんなから集中狙いをされて、何度も鬼をさせられた。さらに、Aさんが鬼になった時に他の人にタッチをすると、みんなが、「うわー！A菌がついたー！」「汚いー！」等と言って、Aさんを汚いもののように扱った。Aさんは泣きながら家に帰り、ゲームの件や鬼ごっこの件について母に話した。

母は、Aさんからの話を聞くとものすごい剣幕で怒り、そのことをすぐに担任の先生に電話で伝えた。先生は、教室内アンケートや聞き取りをして、個人・全体指導を行ったようであるが、Aさんは教室に行くことが怖くなり、しばらく学校を休んでいた。

数日後、Aさん親子は学校で先生立ち会いの下、Oさん親子とPさん親子から謝罪を受けることになった。Aさん母は、OさんPさん親子に向かって、「二度とこんなことをしないで欲しい。」と強い口調で告げ、最終的にOさんPさん親子からの謝罪を受け入れた。

Aさん母は、今回の問題が解決すれば、以前のようにAさんが普通に学校で過ごすことができるようになると思っていた。しかし、Aさんはこの謝罪があった翌日から、学校に行こうとすると腹痛や吐き気を訴え、登校することができなかった。そんな状況の中、不安になったAさん母が当室に電話相談をしてきた。

Aさん母の話を聞いた相談調査専門員Xは、当室は子どもの気持ちを大切に活動していることを説明し、Aさんとの面談を提案したところ、Aさんが了承し、相談調査専門員YとAさんの面談が実現した。

相談調査専門員 Y が A さんの話をじっくり聴いていくと、A さん自身の思いと A さん母との思いの間には、乖離があることが分かった。A さん母は、息子を思うあまり、「相手からきちんと謝罪してもらいたい。」と学校へ訴えたが、実は A さん自身は、「謝罪をして欲しいとは思わない。」「もう二度と同じようなことが起こらなければそれでいい。」とだけ思っていた。しかし、A さんは、母が何度も学校へ【相手からきちんと謝罪をしてもらいたい】とお願いしている姿を見ていたので、自分自身の本当の思いを母へ打ち明けることができなくなっていた。

A さんは、「自分の気持ちを人に伝えることが苦手だ・・・。」と話していたため、相談調査専門員 Y と面談を継続しながら、その中で自分の気持ちを整理し、どのように相手に伝えていくかなどを考えた。A さんは面談の場所として、家庭ではなく学校を希望したため、A さんから了解を取った上で学校の先生へ当室が A さんを支援している理由を話し、面談場所として教室や相談室を貸してもらおう等の協力をお願いした。

A さんは、O さんや P さんが教室の中で周囲の子と楽しそうに過ごしている姿を見て、自分は何も悪いことをしていないのに、なぜか罪悪感を抱き、教室に入ることに不安を感じていた。それとともに、母との気持ちの行き違いなど、自分の中のモヤモヤした気持ちを相談調査専門員 Y へ話すようになった。自分の本当の気持ちをどうやって相手に伝えるのか？その方法を相談調査専門員 Y と一緒に考え、先生や母に伝えにくい気持ちを相談調査専門員 Y 立ち会いの下、一緒に伝えることもあった。学校で面談を行っていたため、面談後すぐに【教室に入る際に不安に感じている気持ち】を先生に伝えることもできた。

また、親担当の相談調査専門員 X は【子どもにも大切な気持ちや考えがあること】【親子であっても感じる思いはそれぞれ違うこと】などを A さん母へ伝えていき、A さん母も少しずつではあるが、A さんの話に耳を傾け、A さんの気持ちに寄り添ってくれるようになった。【周囲の人に自分の気持ちを伝えれば理解してもらえる】という経験をした A さんは、少しずつ自信を取り戻し、先生の協力もあって、怖いと思っていた教室にも入れるようになってきた。

3 学期も終わりに近づき、5 年生への進級を目前に控えた A さんは、相談調査専門員 Y との面談の中で、「O さんや P さんの姿を見ると、まだ少し怖いと思う時もあるけど、何かあったらすぐに先生やお母さんに話すようにするから、もう大丈夫！」と笑顔で話してくれた。

保護者からの相談を契機に子どもの面談に繋がったところ、子ども自身の思いと保護者の思いの間に乖離があることが分かったケースです。

子どもを大切に思うあまり、いつの間にか子ども自身の思いから離れて行動を起こしてしまう保護者も少なくなく、そのような保護者の行動が実は子どもの更なる悩みになっていることもあります。

このような場合、家庭とも異なる第三者として、子どもと保護者の思いを繋げていくことも、私たちの相談対応のあり方の一つとなっています。

■事例2 中学生男子 B さんの場合 子どもからの相談【クラスの友人関係の悩み】 長期対応

夏休みが明けてすぐに、中学3年生 B さんから相談の電話があった。1 学期の修学旅行をきっかけに、仲良くしていたクラスの男子生徒 Q さん（以下、Q さん）との関係が徐々に悪くなり、暴言（いじり）や暴力（殴る・蹴る）を受けるようになった。最初は、遊びのうちと思っていたが、徐々に行為の内容がエスカレートしていき、笑って受け流すことができないことが増えてきた。夏休みを挟んだが、2 学期以降も同様のことが起きており、Q さんとの関わり方に困っているという相談内容であった。

B さんは、担任の先生にも相談していたが、Q さんと仲が良かったこともあり、担任の先生は「お互い様」と捉えているようで、B さんは、「自分のしんどさを受け止めてもらえてない。」と感じた。また、他の先生にも相談してみたが、事態はなかなか改善に向かわず、「学校へ話しても解決しない…」と落胆していたことを語った。

B さんは、保護者にもこの悩みを打ち明けていたため、親子分離面談を行うことになり、相談調査専門員 X が B さんを、相談調査専門員 Y が保護者を担当した。

B さんが、『自分で解決したい』という思いを持っていることがわかったため、相談調査専門員 X は、B さんが自ら解決の道を探す支えとなるように寄り添う対応を心がけた。一方で、相談調査専門員 Y は、保護者の不安や心配を聴き取りつつ、子どもの意向に沿った対応の重要性を伝え、その理解を得ながら対応した。

B さんは、相談を継続する中で、『学校の先生に立ち会ってもらい、直接、Q さんに自分の気持ちを伝える』という方針を選んだ。B さんと相談調査専門員 X は、話し合いの場で伝える内容を整理し、学校の先生や Q さんにどのように伝えるかなど具体的に検討した。

その後、先生立会いの下、B さんと Q さんは話し合いの場を持ち、その結果、二人はしばらく一定の距離を置くことになった。B さんは、「Q とは少し気まずくなってしまったけれど、自分の気持ちを伝えられてよかった。」と話した。その後、B さんは、Q さんと適度な距離を保ちながら学校生活を過ごせているようで、「今のところ、安心して過ごせている。また何かあれば相談する。」と報告があった。

B さんと Q さんが同じクラスであることや3年生で受験を控えていることも鑑みて、小さな悩みでもすぐに相談できるように相談調査専門員 X から B さんへ定期的に手紙を郵送していた。

受験が終わった3月、B さんから入電があり、高校に合格したという報告を受けた。B さんは、「苦しかった時期に親や先生とは違う立場の大人に話を聴いてもらえたことで、気持ちの整理ができたし、自分で行動するための支えとなった。」と話した。高校進学をともに喜び、今後の生活も応援しているということを相談調査専門員 X から伝え、相談終結となった。

子どもから相談があったものの、実はある程度の解決方法の案が子どもの中にあり、それを相談調査専門員に話していくことで解決に繋がっていったと思われるケースです。

子どもからの電話相談には「どうしたらいいか」の答えを求めるものもありますが、一方で、「話を聴いて欲しい」というものも少なくありません。まずは、子どもの気持ちに寄り添うことを大切にして、子どもの意向に沿った相談対応を行っています。

■事例3 高校生女子Cさんの場合 祖母からの相談【SNS上での誹謗中傷によるいじめ】短期対応

1学期も半ばに差し掛かった頃、高校1年生Cさんの祖母から相談の電話があった。Cさんは、祖母宅の近くに両親と住んでおり、週末に祖母をよく訪れていた。Cさんは、祖母にいつも楽しそうに学校のことを話していたが、ゴールデンウィーク明け頃から元気がなくなり、祖母はCさんの様子がおかしいと感じるようになった。

そこで祖母は、Cさんに「学校で何かあったのではないかと」と聞いてみると、『部活の先輩からSNS上に身に覚えのない悪口を書かれている』ことが分かった。Cさんは、誰にも相談できずに一人で苦しんでいたようで、祖母は『なんとかしなくてはいけない。』と思ったが、Cさんから「心配させたくないから親には言わないで欲しい。」と言われたため、対応に困っていた。祖母は、SNSを介したいじめについて調べる中で当室の相談窓口を偶然見つけ、すぐに電話をした。

まずは、相談調査専門員Xが祖母の話をじっくり聴き、今後の対応を考えるためにCさんと話をさせてほしい旨を伝えた。祖母から当室の話を聞いたCさんが面談を了解したため、後日、相談調査専門員YがCさんと面談を行った。

Cさんは、部活の顧問にSNSの件を相談したが、顧問は事態を深刻に受け止めていないようで、『事実が確認できない』『相手を特定することができない』等を理由に対応してもらえなかった。状況はエスカレートし、部活動中にも陰口を言われたり、SNS上の悪口についてクラスメイトからも噂されたりするようになり、Cさんは、「クラスにも部活にも自分の居場所がなくなった」と感じるようになった。それでもCさんは、「部活で全国大会を目指してがんばってきたし、勉強も遅れてしまう…」という思いで登校していた。しかし、Cさんは、周囲の目が怖くなり、徐々に学校に行けなくなってしまった。

Cさんは、相談調査専門員Yとの面談の中で、周りの大人の力を借りて問題の解決を図る決心をし、これまでの経緯を両親に打ち明けた。相談調査専門員XがCさんの両親を担当し、親子分離面談を行いながら解決方法を探した。Cさんの了承の下、両親が学校側に実際に投稿された文章を見せたことで、SNS上へ投稿されたCさんへの誹謗中傷は削除された。しかし、SNS上に一度記載されたものは、簡単に消せるものではなく、「その投稿を読んだ人が自分のことをどう思っているのか」と考えるとCさんの不安な気持ちは完全には消えなかった。

Cさんは、相談調査専門員Yと何度か話をするうちに、「今までは、『どうせ分かってもらえない』、『伝えても無駄だ』と諦めていたが、自分らしく学校生活を送るために今まで自分が感じてきた気持ちを学校側にわかってもらいたい気持ちがある。」と話した。そのため、相談調査専門員立ち会いの下、Cさんと学校とで話し合いの場を設けることになった。

Cさんは、これまでの事態の中で自分が感じてきたこと、そして、これからの学校生活を充実したものにしたいという思いを自分の言葉で語った。学校側は、Cさんの気持ちを受け止め、今後の学校生活において、必要な配慮を行うことを約束した。

学校との話し合いの後、Cさんと相談調査専門員Yはしばらく面談を続けた。Cさんは、「今回のことで人との距離感や関係を学ぶよい機会となった。すべての人に理解してもらうことは難しいが、諦めないで自分の思いを伝えていくことが大切だと分かった。」と話した。

夏休みに入ってからのも面談で、Cさんから「以前のような不安はなくなり、すっきりした気持ちで学校生活を送れている。」という報告を受け、面談終結となった。Cさんを迎えに来た祖母も「私や両親に話せないこともYさんには話すことができたようで、Cは元気を取り戻すことができました。ありがとうございました。」と言い、笑顔で帰って行かれた。高校生活でやりたいことがたくさんあるCさんは、自分の目標に向かって学校生活を新たな気持ちでスタートさせている。

子どもの変化に気付いた祖母からの相談をきっかけに、子どもに繋がったケースです。このケースでは、子どもの気持ちが周囲の大人にうまく伝わらなかったことが、子どもに無力感を抱かせてしまいました。

高校生となり、親からの自立の一步として、自分で学校と交渉することを相談調査専門員が手伝うことで、子どもは力を取り戻すことができました。

子どもは自分の思いをしっかりと聴いてもらえると、ひとりの人として尊重されていると感じます。自分の存在を認められていると実感できたら、「気持ちの安心」を取り戻すことができます。

私たちは、いつでも子どもの声をじっくり聴く存在でありたいと思っています。

コラム – 「チームとしての相談調査専門員から学んだこと」 –

「コラムの執筆をお願いできませんか？」「わかりました！」返事は良かったが、さて、困った。何を書こうか…。

自己紹介が前後しましたが、私は弁護士（大阪弁護士会所属）であり、2019年11月の半ばから2020年3月末までの約4か月半の間、大津市のいじめ対策推進室において相談調査専門員（以下では、専門員と言います）を務めました。弁護士の資格を持つ専門員は私が3代目であり、いじめ対策推進室の組織変更に伴い、私が最後の弁護士職専門員、しかも最も短期間の在職となりました。そのうえ、生まれも育ちも大津市では無い私は、いつも大津市の地図にとらめっこしながら、業務にあたる日々でした。そのような短期間の在職ではありましたが、私が専門員として感じたことをまとめてみようと思います。

① チームワークが大事

“おおつつこ相談チーム”の名前のとおり、専門員は他の専門員とも色々と意見を出し合って、子どもの相談に対応していました。弁護士は、その職業柄、一匹狼のような人も少なくないなか、チームで仕事をする有意義さを学ばせてもらいました。

② 答えは子どもの中にある

弁護士が取り扱う事柄は、最後は、裁判所で解決します。つまり、良くも悪くも裁判所が答えを出してくれる訳です。でも、専門員の相談業務は、子どもがどうしたいかを一緒に考えてサポートすること。答えは子どもの中にあるんだというのは、私にとってとても新鮮でした。

③ 改めて考えさせられる親子関係

私が好きな映像作品に「僕は両親に親をやって欲しかった」という印象的な台詞が出てきます。弁護士の仕事柄、子どもがこのような言いたくなる悲しい親子関係を幾度か見てきました。そして、いじめ問題においても、その背景に、程度の大小はあれ、親子関係の問題が見え隠れしていました。親子関係が人間関係の基本であることを改めて考えさせられた次第です。

④ 法的サービスへのアクセス

いつころからでしょうか、「法的サービスへ容易にアクセス出来る社会を目指す」ということをよく耳にするようになりました。短期間の在職中とはいえ、「こういうときはどう対応したらよいのか」という法的な検討や、いじめ問題に関する法令・例規の問題点を整理するということが少なからずありました。役所で働く弁護士が増えることは、ひいては市民の方への法的サービスの容易化・拡充に繋がることを実体験出来ました。

書き始める前は、「何を書こうか」と困った私でしたが、いざ書き始めてみると、紙幅の関係で要点のみ書いてしまったきらいがあります。それでも、最後に一つ言わせてもらえれば、大津市のいじめ対策が、子どもが抱えるあらゆる問題への充実した対策へと再構築される日がそう遠くない日に実現されることを願って筆を置きます。

おおつつこ相談チーム 相談調査専門員 橋本俊和

Ⅲ 会議の開催状況その他の活動実績

1 定例会

令和元年度の守る委員会では12回の定例会を開催し、本市が相談等を受けたいじめ事案などについて報告を受け、審査や助言等を行いました。また、「大津市いじめの防止に関する行動計画」の中間見直しに関する協議を8回行いました。

第1回 平成31年 4月12日(金)	第7回 令和元年10月 8日(火)
第2回 令和元年 5月14日(火)	第8回 令和元年11月18日(月)
第3回 令和元年 6月21日(金)	第9回 令和元年12月20日(金)
第4回 令和元年 7月19日(金)	第10回 令和2年 1月17日(金)
第5回 令和元年 8月16日(金)	第11回 令和2年 2月14日(金)
第6回 令和元年 9月24日(火)	第12回 令和2年 3月12日(木)

【大津市いじめの防止に関する行動計画の中間見直しについて】

- 第1回 平成31年 4月12日(金)
行動計画の概要及び中間見直しのスケジュール、モニタリングアンケートについて
- 第2回 令和元年 5月14日(火)
現行動計画の詳細説明及び今後の運営方針について
- 第3回 令和元年 6月21日(金)
第1章（計画の策定にあたって）及び第2章（これまでの取り組み）の見直し案について
- 第4回 令和元年 7月19日(金)
行動計画に位置づけられる平成30年度の取組への自己評価について
- 第5回 令和元年 9月24日(火)
第4章（計画の推進）における成果指標の設定について
- 第6回 令和元年10月 8日(火)
第3章（いじめ対策のこれからの取組）における具体的施策及び重大事態への対応について
- 第7回 令和元年11月18日(月)
第4章（計画の推進）における成果指標の設定について
- 第8回 令和元年12月20日(金)
中間見直し最終案について

2 意見交換会

【市長との意見交換会】

- (1) 日 時 令和元年7月19日(金) 午後2時40分～午後3時30分
- (2) 場 所 大津市役所本館2階 市長公室 特別応接室
- (3) 出席者 松浦善満委員長、春日井敏之委員、原清治委員
越市長、鷺見副市長
事務局7名
- (4) 議 事
- ①平成30年度いじめ対策推進室での相談対応等実績報告
 - ②意見交換

【いじめ対策担当教員との懇談会】

- (1) 日 時 令和元年10月8日(火) 午後3時30分～午後5時00分
- (2) 場 所 大津市役所新館5階 251会議室
- (3) 出席者 松浦善満委員長、藤川洋子副委員長、
春日井敏之委員、佐藤正子委員、
原清治委員
いじめ対策担当教員7名
事務局10名
- (4) 議 事
- ①各小中学校での取組等の報告
 - ②意見交換



【市長、教育委員会（教育長・教育委員）との意見交換会】

- (1) 日 時 令和元年11月18日(月) 午後2時00分～午後3時00分
- (2) 場 所 大津市役所本館4階 第4委員会室
- (3) 出席者 松浦善満委員長、藤川洋子副委員長、春日井敏之委員、佐藤正子委員、原清治委員
越市長
日渡教育長、前田教育委員、壽教育委員、八田教育委員、桶谷教育委員
事務局9名
- (4) 議 事
- ①意見交換
 - ・重大事態事案について
 - ・チーム学校としての機能強化及び学校の協働性のあり方について
 - ・いじめ対策担当教員の役割と課題について
 - ・子ども主体の学校づくりについて



3 公開委員会（新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止）

（１）日 時 令和２年３月７日（土）午後２時００分～午後４時３０分

（２）場 所 明日都浜大津ふれあいプラザ４階 ホール

（３）第一部 講演 「発達障害といじめの関係性」～他者との違いをプラスに考える～

講師 門 眞一郎 氏 （児童精神科医）

第二部 パネルディスカッション 「他者との違いをプラスに考える ～学校・家庭・地域のあり方～」

コーディネーター 藤川 洋子 大津の子どもをいじめから守る委員会副委員長

ゲストパネリスト 門 眞一郎 氏 （児童精神科医）

パネリスト 松浦 善満 大津の子どもをいじめから守る委員会委員長

春日井 敏之 大津の子どもをいじめから守る委員会委員

4 委員活動

守る委員会では、実際の事案に関わる助言や調整等をはじめ、活動状況報告書や調査報告書等を作成しております。

令和元年 8月27日(火)	例規に係る協議
令和元年 8月31日(土)	審査報告事案に係る協議
令和元年 9月 9日(月)	審査報告事案に係る協議
令和元年 9月13日(金)	審査報告事案に係る協議
令和元年10月31日(木)	いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員連絡協議会
令和２年 2月21日(金)	小中学校生徒指導主任・主事連絡協議会
令和２年 3月 2日(月)	個別相談事案に係る学校訪問

参考 資料編

1 条例及び規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（基本理念）

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）いじめ 子どもに対し、当該子どもと一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に該当するものは除く。
- （2）子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しいいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。
- （3）市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
- （4）学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

- (5) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第4号に規定する学校に通学する者を除く。）をいう。
- (7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

（市の責務）

第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。

- 2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。
- 3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。

（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的实践力を育成しなければならない。

- 2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。
- 3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。
- 4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。
- 5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。

- 2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。
- 3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。
- 4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。
- 5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。

（子どもの役割）

第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。

- 2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。
- 3 子どもは、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）及び友だちからいじめ

の相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するように努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。

(2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。

(3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。

(4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。

(5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。

(6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。

(7) いじめに関する相談体制等に関すること。

(8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。

3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間（以下「啓発月間」という。）とする。

2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。

3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道德に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、子どものいじめ（疑いのある場合を含む。）に関し、市に相談、通報又は情報の提供（以下「相談等」という。）をすることができる。

(相談体制等の整備)

第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。

- 3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置に努めるものとする。

(財政的措置等)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

- 3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

- 4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じるとともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議することができる。

(委員会の組織等)

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 弁護士

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

- 2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

- 3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

- 4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

- 5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

(委員会への協力)

第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないよう最大限配慮されなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。
- 3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。
- 4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。
- 5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

- 2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。

- 2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第17条に規定する市立学校に係る規定について、協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の運用実績を検証し、及び子どもを取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

(平成25年規則・教育委員会規則第1号) ※様式は除く。

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体制)

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室(以下「いじめ対策推進室」という。)は、教育委員会事務局児童生徒支援課(以下「児童生徒支援課」という。)との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ(疑いのある場合を含む。以下同じ。)に関する相談等(以下「相談等」という。)への対応その他市長が必要と認める事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(相談等の報告等)

第3条 職員(市立学校の職員を除く。)は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあつてはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあつては児童生徒支援課に、それぞれ直ちに報告するものとする。

2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、児童生徒支援課に速やかに報告するものとする。

3 児童生徒支援課は、前2項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第1項若しくは前項の報告があつたときは、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)に適宜報告するものとする。

5 いじめ対策推進室は、必要があると認めるときは、いじめに関する情報(当該情報が大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)第2条第5項に規定する保有個人情報である場合にあつては、同条例第12条第2項の規定により提供することができるものに限る。)を教育委員会事務局の関係課その他の関係機関に提供するものとする。

(身分証明書の携帯)

第4条 委員会の委員は、条例第14条第2項の規定による調査又は関係者との調整を行う場合には、様式第1号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

2 相談調査専門員は、第2条第2項の規定による相談等への対応を行う場合には、様式第2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が共に欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(委員長を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例(平成14年条例第14号)第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 委員名簿

令和元年度 大津の子どもをいじめから守る委員会 委員名簿

(50 音順)

立命館大学大学院教授	かすがい としゆき 春日井 敏之
------------	---------------------

弁護士（滋賀弁護士会）	さとう まさこ 佐藤 正子
-------------	------------------

佛教大学副学長	はら きよはる 原 清治
---------	-----------------

京都工芸繊維大学特定教授・臨床心理士	ふじかわ ようこ 藤川 洋子
--------------------	-------------------

大阪千代田短期大学学長	まつうら よしみつ 松浦 善満
-------------	--------------------

※役職は、令和元年度時点のものです。

令和2（2020）年6月

発行 大津市 政策調整部 いじめ対策推進室

住所 〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号

明日都浜大津2F

電話 077-528-2826